

## 新しい時代の下水道政策に向けた緊急提言

下水道は、快適な生活環境の確保、河川等の公共用水域の水質保全、人々の生命・財産を浸水被害から守ることに貢献するとともに、下水道資源の有効利用等により、低炭素・循環型社会の形成にも貢献している。

このように重要な社会基盤である下水道について、昨今の社会・経済状況の変化を踏まえ、「新しい時代の下水道政策のあり方について」、国土交通省の社会資本整備審議会で議論がなされているところである。

このような中、全国千四百六十二の地方公共団体を正会員とする公益社団法人日本下水道協会として、各地方公共団体が、時代のニーズに応じ、計画的、持続的に下水道事業が実施できるよう、国においては、次の事項について必要な制度整備を図られるよう強く要望する。

### 記

- 一 地方公共団体における予防保全型管理を一層推進するため、下水管渠の維持・修繕に関する管理基準を明確化するとともに、維持管理を含めた計画を策定する制度を構築し、財政支援措置を図ること
- 一 都市浸水被害の防止・軽減を図るため、地域の状況に応じ、下水道による汚水整備計画区域外における浸水対策に特化した下水道事業の実施、河川管理者や水防管理者との連携、民間による雨水貯留浸透施設の設置等を促進するための制度を構築するとともに、必要な財政支援措置を図ること
- 一 地方公共団体の執行体制を強化するため、広域化・共同化のための協議会の設置を促進する制度を構築するとともに、日本下水道事業団等の予防保全等に向けた支援機能を充実すること
- 一 災害時において早急な対応を図るため、災害支援協定に基づく下水道管理者以外の者による緊急的な下水道施設の維持修繕の実施を可能とすること
- 一 下水道資源の有効利用を促進するため、下水汚泥の処理においてエネルギー利用等を図るよう国・地方公共団体及び民間事業者の行う役割を明らかにし、廃棄物担当部局等との調整・手続きの円滑化を図るとともに、下水熱利用のために下水道施設の管理上支障のない範囲において民間事業者による下水管渠内への熱交換器の設置を可能とすること

右、決議する

平成二十七年一月二十九日

公益社団法人 日本下水道協会

会長 呉市長 小村 和年